

別紙添付⑯

平成28年(ネ)第382号 損害賠償請求控訴事件
(原審・大阪地方裁判所 平成25年(ワ)第6239号)
控訴人 大洋リアルエステート株式会社
被控訴人 三菱地所株式会社 外6名



控訴準備書面1・訂正書

平成28年6月30日

大阪高等裁判所第12民事部ハ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

同

同

同



控訴人は、平成28年6月30日付控訴準備書面1・6頁上を、以下のとおり訂正する。

【訂正前】

「こうした事態は、本件基本合意の内容が甘かったことにそもそももの原因があり、」

【訂正後。上記を削除して、以下の文章を追加する】

「こうした事態は、国内屈指の力をもつ被控訴人三菱地所が本件事業のデメリットを伏せてメリットのみを強調し続けたことで（甲5、甲6）、あたかもその説明どおりに上手く行くと控訴人を誤信させ、重要な部分を曖昧にした本件基本合意を締結させたことにそもそももの原因がある。」

以上

平成28年(ネ)第382号 損害賠償請求控訴事件
控訴人 大洋リアルエステート株式会社
被控訴人 三菱地所株式会社 外6名



証拠説明書

平成28年6月30日

大阪高等裁判所 第12民事部ハ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

同 弁護士

同 弁護士

同 弁護士

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。



甲号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲90	四半期報告書 (105期第1四半期) (4頁のみ抜粋)	写	H20.7	被控訴人三菱 地所	本件請負工事締結前の日本国内の経済 状況は悪化しつつある、と被控訴人三 菱地所も把握していたこと

以上

甲第
90
号証

四半期報告書

(第105期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

三菱地所株式会社

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期における我が国経済は、企業収益環境の悪化や原油を始めとする諸物価の上昇により設備投資や個人消費といった指標について足踏みがみられました。米国経済の減速、世界の金融市場の混乱といった世界経済の状況が国内の景気動向に影響を与えており、国内経済は減速の動きを広げつつありますが、輸出は漸増を続けており、経済全体としてみると緩やかな拡大を維持している状況と考えられます。

今後は、企業の設備投資への慎重な姿勢や物価高への懸念など、景気の先行きに不透明感が広がっていくことが懸念されます。原油価格高騰に伴うインフレ懸念や欧米の金融機関の経営問題、いわゆるサブプライムローン問題の長期化による世界の金融市場の混乱といった要因により、企業収益は弱含んでおり、海外経済、特に米国経済の動向等には引き続き留意する必要があります。

当第1四半期の業績は、営業収益209,757百万円、営業利益39,950百万円、経常利益32,314百万円となり、特別損失として、たな卸資産評価損6,225百万円を計上しました。

この結果、税金等調整前四半期純利益は26,089百万円となり、四半期純利益は15,017百万円となりました。

当第1四半期（平成20年4月1日～平成20年6月30日）の業績及び事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

（単位：百万円）

区分	当第1四半期
営業収益	209,757
営業利益	39,950
経常利益	32,314
四半期純利益	15,017

（単位：百万円）

事業の種類別 セグメントの名称	当第1四半期	
	営業収益	営業利益又は 営業損失(△)
ビル事業	91,666	27,421
住宅事業	38,609	△1,980
資産開発事業	52,383	16,513
海外事業	10,385	2,807
設計監理事業	2,201	△148
注文住宅事業	4,832	△629
ホテル事業	7,956	285
不動産サービス事業	4,773	△1,021
その他の事業	1,108	198
消去又は全社	△4,160	△3,496
合計	209,757	39,950